

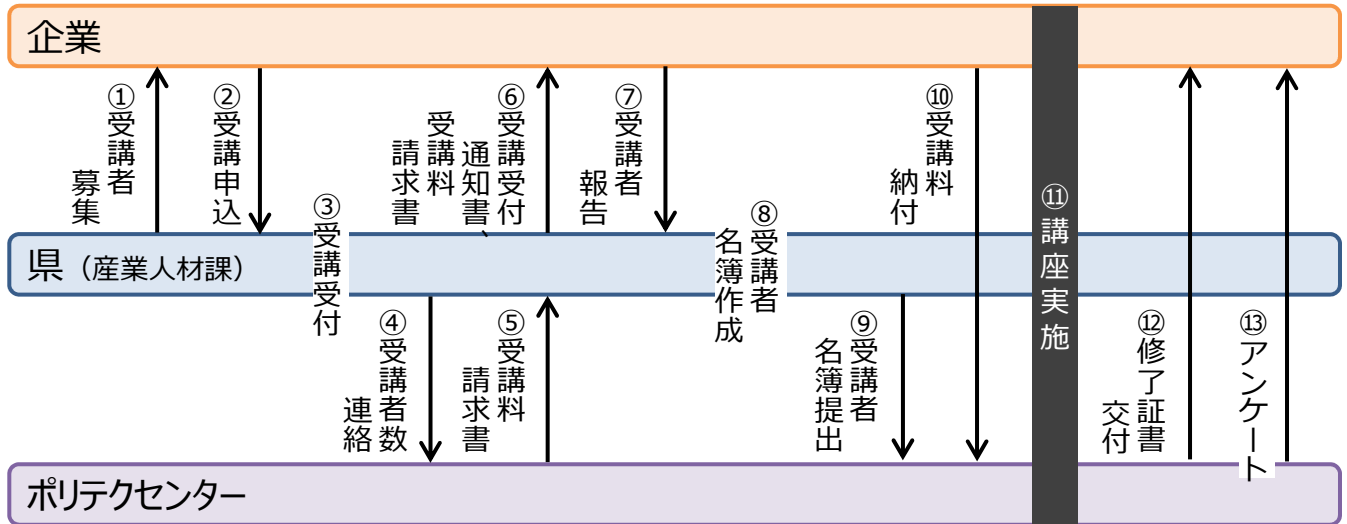
戦略産業人材育成事業・共通講座 受講の手引き

☞ 共通講座を受講する場合は、この手引きを参考にしてください。



- 本事業は、鳥取県がポリテクセンターと連携して事業を実施します。そのため、本事業により得た個人情報等の管理はポリテクセンターと共同で行います。
- 本事業で行う講座は、鳥取県内の企業の在職者を対象としています。このため受講の際は、企業としての申込が必要であり、個人での申込はできません。

【受講の流れ】



項目	時期	概要
① 受講者募集	2ヶ月前	・実施する講座の受講者を募集します。
② 受講申込	20日前まで	・募集期限までに申し込んでください。 ・募集期限後の受付はできませんので、お早めにお申し込みください。 ・この時点では、 受講者が確定していなくても、受講人数のみで申込できます。
③ 受講受付	順次対応	・原則として、定員の範囲内で、先着順に受講受付を行います。
④ 受講者数の連絡	順次対応	・ 講座の受講には受講料が必要 です。 ・受講料請求に係る事務処理は、ポリテクセンターが行うため、企業別の受講者数などの受講受付状況をポリテクセンターに連絡します。
⑤、⑥ 受講受付通知等の送付	順次対応	・ポリテクセンターが発行する受講料請求書は、一旦、県でとりまとめ、県が発行する受講受付通知書とあわせて、企業へ送付します。
⑦ 受講者報告	1週間前まで	・受講申込時に、受講者を特定して申し込んでいない場合は、 1週間前までに受講者についての情報を県に報告 してください。 ・受講後に修了証書を交付するため、 受講者の情報として生年月日が必要 です。
⑧、⑨ 受講者名簿提出	1週間前	・修了証書の交付は、ポリテクセンターが行うため、ポリテクセンターに受講者名簿を提出します。
⑩ 受講料納付	5日前まで	・受講料請求書に基づき、 ポリテクセンターへ受講料を納付 してください。 ・実際の納付期限は、請求書に記載の期日に従い、当日午後5時までに納付してください。
⑪、⑫ 講座実施	当日	・講座の最終日には、ポリテクセンターが受講者の方へアンケートを実施します。 ・また、ポリテクセンターから各受講者に修了証書を交付します。(要件を満たした方のみ)
⑬ アンケート	2～3月後	・効果検証のため、ポリテクセンターが企業の代表者の方に、アンケートを実施します。 ・アンケート結果は、⑪のものとお合わせ県と共有し、今後の改善等に活用します。

◎ 受講料納付に関する注意事項

- ・受講料は、受講料請求書に記載された納付期限（講座初日の5日前の午後5時）までに必ず納付してください。
- ・納付遅延など、適切に納付していただけない企業については、その後の新たな受講申込を受付できない場合もありますので、ご注意ください。
- ・納付期限が近づいた時点で入金を確認できない場合、県から納付の確認又は依頼の連絡をすることがあります。
- ・受講料が未納の企業については、未納が解消するまでの間は、新たな受講申込を受け付けませんのでご注意ください。

◎ 受講のキャンセル、変更の取扱

（キャンセル）

- ・受講受付通知書に記載された受講者数の全部又は一部を減らすこと（キャンセル）の申出については、講座初日の5日前の午後5時（受講料納付期限に同じ）までに、県にメール又はFAXによりご連絡ください。この場合限り、キャンセルの受付が可能です。（期限間近の場合は、あわせて電話での連絡もお願いします。）
- ・キャンセルを受け付けた場合で、受講料を既に納付している場合は、キャンセル人数に応じた受講料をポリテクセンターから返還します。
- ・キャンセルの申出期限を超過した後は、如何なる理由があっても、キャンセルの受付はできません。このため、既に納付された受講料は返還できませんので、ご注意ください。
- ・また、受講申込のキャンセルの申出期限までにキャンセルを申し出なかった場合は、講座の出欠に関わらず、受講料を納付する必要があります。

（変更）

- ・県へ報告した受講者を変更する必要が生じた場合、速やかに県に連絡してください。
- ・受講者の変更は、講座初日の2日前まで対応可能です。
- ・この期限後に受講者の変更があった場合、修了証書やその他の証明書を交付できない場合があります。
- ・募集期限後に受講者数を増やすことはできません。（期限内でも定員に達している場合は対応できません。）

本事業では、企業に受講料を負担いただくこととしておりますが、公的な資金も活用している事業です。また、定員には限りがあり、受講できない方もいる可能性があります。これらのことを考慮し、受講受付の通知を受けた後は、**予定していた方が受講できないときでも、できるだけキャンセルや欠席をせず、社内で受講者を調整し、出席いただくようご配慮をお願いします。**

【その他の注意事項】

（対象企業）

- 講座の受講対象となる企業は、主として、成長3分野（医療機器・自動車・航空機）への事業展開を進める鳥取県内の製造業です。ただし、この分野に該当しない企業でも、講座の受講を希望する場合は受講可能です。

（関係法令）

- 本講座は、職業能力開発促進法で定める公共職業訓練のうち、在職者訓練の高度職業訓練専門短期課程に該当します。このため、受講修了者には、同法第22条に基づき修了証書を交付します。（交付の要件として、原則として、該当する講座への全日程の出席（遅刻・早退の場合、交付要件を満たしません）が必要です。）
- 修了証書には、職業能力開発促進法施行規則第29条の3の規定により、受講修了者の生年月日を記載する必要があることから、受講者の生年月日を記載いただく必要がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

（講座の中止）

- 募集締切時点の申込状況によっては、その講座を中止する場合があります。この場合、速やかに受講申込のあった企業へ連絡します。
- 天候不良その他のやむを得ない事情で講座を中止する場合があります。この場合、できるだけ速やかに受講申込のあった企業へ連絡します。
- 講座が中止になった場合で、既に受講料を支払っている場合は、ポリテクセンターが受講料を返還します。

（「×日前」の考え方）

- この受講の手引きで、締切等の「×日前まで」とある記載については、その「×日前」の日が、土・日・祝日や年末年始で県庁の閉庁日の場合は、その直前の開庁日となりますので、ご注意ください。

（問合せ先） 鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課
電話：0857-26-7224、メール：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp
※受講料の納付に関することは、ポリテクセンターに直接お問い合わせください。
（ポリテクセンター連絡先）訓練課 電話：0857-52-8802